

在外研究員研究報告書

2019年7月26日 受付

所 属	司法研究科	氏 名	Colin P.A. Jones	
職 名	教授			
研究課題名	ミクロネシア地域を中心とした日米比較法研究			
研究期間	2017 年10 月1 日 ~2018 年 9 月30 日			
滞在期間 ・滞在地 研究調査先	滞在期間	滞 在 地	研究・調査先	
	2017年10月1日 - 2018年9月30日	米国領 グアム準州	上記の研究及び執筆活動	
研 究 費	306.6 万円	研究成果の概要		別記 4,000字程度
発 表	題 目 名	発表学術誌名Vol. No.		発行年月日
	著 書 名	発 行 所 名		発行年月日
	The Japanese Legal System (本 Frank Ravitch との共著)	West Academic		2018年 10月
	Obey: Not Know, Essays in Japanese Law and Society (本、 単著)	Kurodahan Press		2019年 5月
	他 (別記記載)			
演 題	講 演 学 会 名		講演年月日	
The Islands that Ate the Constitution	"Islands and Remoteness in Geography, Law, and Fiction Conference" (予定)		2019年11月21日 (予 定)	

在外研究報告書 (別記)

Colin P.A. Jones 司法研究科 教授

背景・概要

私は2017年10月1日から2018年9月30日まで、米国領のグアム準州で在外研究をしました。在外研究の受け入れ先はグアム大学でした。同大学は法学部やロースクールがないため、School of Business and Public Administration に在籍させていただきました。グアム大学を選んだ理由の一つは、Micronesia Area Research Center (ミクロネシア周辺研究所) があるからです。

在外研究のテーマは、「ミクロネシア地域を中心とした日米比較法研究」と、やや幅の広いテーマでした。それを選んだ理由は、かねてから日本統治時代のいわゆる「南洋諸島」の法制史及びミクロネシア各地の法制度におけるその遺産物の有無に関する研究があまりされていない印象があったからです。私は2005年に元南洋諸島のパラオ共和国の司法試験を受験した際に、相続法の試験問題に「Tochi Daicho」(土地台帳)が法律用語として登場したことに非常に興味をもちました。即ち、今でもパラオ共和国で土地の所有に関する争いは多く発生していますが、裁判所がそれを処理するにあたり、日本の南洋庁が実施した土地調査を原点として、権利関係を遡って調査することになっています。このときから、ミクロネシア諸島(パラオ共和国、ミクロネシア連邦、米領北マリアナ諸島、マーシャル諸島)は日本統治時代の法制度はどのようなものだったのか、その歴史が今の法制度にどのような影響を及ぼしているのかを研究することが私の夢でした。

同時に、在外研究の開始前から、従来の日本法・日米比較法の研究にかかわる複数のコミットメントがあって、それらを在外研究期間中に完成させることになっていました。従って、上記の研究をしながら、執筆活動をかなりやりました。具体的な成果物は以下、「成果物」で紹介します。

研究活動

研究活動は(1)文献調査等、と(2)現地調査を中心にすすめました。文献調査としては、一時帰国の際に国会国立図書館で南洋庁統治時代の資料の収集と、グアム大学の Micronesia Area Research Center (MARC)の資料の調査をしました。MARC の場合は元々南洋に属しなかったこともあって、有用な資料はありませんでした。北マリアナ諸島とハワイの Bishop Museum にあるという情報提供をいただきましたが、それぞれの場所で資料の調査はできていません。また、文献調査に関連して、何度か、MARC の客員研究員及び Australia

National University の研究員で、南洋諸島・ミクロネシアの歴史の権威である、樋口和佳子先生と何度か面談し、貴重なアドバイスをいただきました。

現地調査は、2017年10月に米領北マリアナ諸島のサイパンを訪問し、2018年の3月にマーシャル諸島とミクロネシア連邦のポンペイを訪問しました。非常に参考になりましたが、資料等の糸口にはなりませんでした。サイパンはグアムに近いため、2018年の秋にまた訪問して、裁判所等でより詳細な資料調査をする予定でしたが、スーパー台風の直撃により甚大な被害を受けたため見送りました。

資料調査の「遣り残し」としては、(1)国会国立図書館にある和文の資料のダウンロード・英訳・文献化と、(2) Bishop Museum など、ハワイ・ミクロネシア諸島の文献の最開拓であるが、これは今後の継続の研究のテーマとする予定です。(1)だけでも、外国の研究科にとって有用な情報提供になると考えます。当職が所属している Ninth Judicial Circuit Historical Society (第9巡回区歴史研究会) 刊行のジャーナルに掲載することを検討しています。

またどう研究会に、Guam Museum と共同で司法制度の歴史の展示会の可否について働きかけましたが、在外研究期間中に先方の都合がつかず、これも今後のアクションとして検討しています。

執筆活動

執筆活動の面においては今回の在外研究は非常に成果があり、当職はその成果を出す機会を与えていただいたことについて大変感謝しています。

まず、当職の今までの学者としてライフワークとなる、“Japanese Legal System” (提携先の Frank Ravitch 先生との共著) という本が2018年10月に刊行されました。この本は在外研究以前から執筆をしていましたものですが、在外研究中に完成しました。この本は英文で日本の司法制度の全体を体系的に取り上げる、英文で多分初の試みとなります。アメリカで法律書のリーディング出版社である West Academic の Hornbook (叢書) シリーズの一冊になります。日本では英語で日本法を教える場面が多くなりましたが、使える教材がないことが一つのネックとなっているため、刊行当初から日本からの需要はかなりあったと聞いています。

また、この本の省略版が2019年の秋に同じ West Academic の有名な “Nutshell Series” でまた “Japanese Legal System in a Nutshell” のタイトルで出ます。

さらに、在外研究期間中に、過去に書いた、日本の司法制度をテーマとする英文新聞投稿等を一冊の本に纏めました。これが、2019年に”Obey, Not Know: Essays in Japanese Law and Society”のタイトルで Kurodahan Press という、日本の文学等を中心としている出版からでした。

この三冊の本のほかに、以下の章・論文が在外研究期間中に執筆・完成した成果物になります。

JAPAN TIMES (日本のリーディング英字新聞で、月次のコラム x12 会)

Father's Rights: Japan as a different paradigm, in: ROUTLEDGE HANDBOOK OF INTERNATIONAL FAMILY LAW (Barbara Stark & Jacqueline Heaton, eds., 2019

*AI and the Legal Profession: Could Artificial Stupidity and Responsibility Avoidance Provide the Biggest Agents of Change?*In: 69 SOUTH CAROLINA LAW REVIEW 637 (2018)

The Robot Koseki: A Japanese Law Model for Regulating Autonomous Machines, in: 14 JOURNAL OF BUSINESS AND TECHNOLOGY LAW 403 (2019).

上記の”Robot Koseki “の内容は、2018年の5月にアリゾナ州立大学のロースクール主催の Law and Technology Conference, そして2019年の4月のマイアミ大学ロースクール主催の We Robot で発表し、2019年7月6日に理研 AIP 情報法制チームが東京で主催した「AI・ロボットをとりまく法的環境の変化」で同テーマでパネリストとして参加しましたので、それなりに評価に値すると思われま

在外研究の本来のテーマである日本・ミクロネシア諸国の法律制度の関連性に関する成果物はまだありませんが、今後は出る見込みです。この研究のお陰で、2019年11月にイタリアで主催される “Islands and remoteness in Geography, Law, and Fiction” に招待されましたので、そこで初の業績らしいものを披露する見込みです。今後とも、引き続き在外研究中に構築できた土台をベースにさらに新しい成果物を世に出せるように頑張りたいと思います。

以上